

地 区 協 議 会 規 程

(地区協議会)

第1条 都道府県年金受給者団体（以下「受給者団体」という。）相互の地域的連絡調整を図るため、地区協議会を置く。

(組 織)

第2条 地区協議会は次表の6組織とし、それぞれの所属受給者団体をもって構成する。

地区協議会名	所属受給者団体名
東北・北海道地区協議会	北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東・甲信越地区協議会	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野
中部地区協議会	富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知・三重
近畿地区協議会	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国・四国地区協議会	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知
九州地区協議会	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島

(事業)

第3条 地区協議会は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 所属する受給者団体相互の情報の交換及び連絡協調に関すること
- (2) 所属する受給者団体が共同で行う事業に関すること
- (3) その他全年連及び所属する受給者団体が必要と認める事業に関すること

(地区協議会会長)

第4条 地区協議会に、所属する受給者団体会長の互選により会長を置く。

2 地区協議会会長は、所属する地区協議会を代表し、会務を総括する。

(会議の種別、開催、構成)

第5条 地区協議会の会議は、総会（会長会議）及び常務理事（事務局長）会議の2種とし、原則として年1回開催するほか、必要に応じて開催するものとする。

(地区協議会の運営)

第6条 地区協議会の運営その他必要な事項は、各地区協議会において別に定める。

(事務局)

第7条 地区協議会の事務局は、地区協議会会長が所属する受給者団体の事務所に置く。

(経費)

第8条 地区協議会に要する費用は、全年連からの地区協議会活動費の他、原則として所

属する受給者団体において負担するものとする。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。